

紀 要 4 3 6

学校における教育相談ハンドブック

足利市立教育研究所

『学校における教育相談ハンドブック』の刊行にあたって

足利市立教育研究所長

川島 初夫

近年、社会環境の変化に伴い、児童生徒が抱える問題が多様化・深刻化していることや、事件・事故、災害等の被害者である児童生徒や保護者の心のケアなどの対応も求められるなど、学校等における教育相談は多岐にわたっており、関係機関と連携しながら、学校等における教育相談を行っていくことが、ますます重要になってきています。中でも、いじめ、不登校、暴力行為など生徒指導上の諸問題は、依然として憂慮すべき状況にあり、教育上の大きな課題として、これらの問題に一層効果的に対応するためには、学校等における教育相談をさらに充実する必要があります。

児童生徒一人一人が、様々な場において、豊かな人間関係を築き、自分自身の目標を目指して、生き生きと活動できるように援助・指導していくことを考えたとき、教育相談の果たす役割は、極めて大きいものがあります。したがって、私たち教育に携わる者として、日々の教育実践の中で常に研修に努め、他と連携しながら、資質・能力の向上を図っていく必要があります。

本市教育研究所としましては、昭和44年以来「教育相談ハンドブック」を刊行し、活用していただいているところですが、今回、現在の子どもたちの状況を踏まえ、その続編として「学校における教育相談ハンドブック」を刊行いたしました。

各学校の先生方には、これまでのハンドブック同様、日常の教育活動の中で十分ご活用され、一人一人の子どもに対して一層適切な援助・指導の手を差し伸べ、子どもたちの幸せを実現されるよう期待いたします。

なお、本ハンドブックの作成にあたり、多忙の中を研究、執筆いただきました、平成23・24年度教育相談研究員の先生方に心から感謝申し上げます。

『学校における教育相談ハンドブック』刊行の ねらいと活用について

学校における教育相談は、文字通り教育上の様々な問題について相談を受け、また、声をかける、助言をするなど、援助の手を差し伸べていく活動です。しかし、教育、あるいは教育の問題という意味が多義的でありますので、学校における教育相談もまた多様であり、幅広いものとなっています。

この「学校における教育相談ハンドブック」を作成するに当たって、足利市内の小・中学校の先生方の抱えている問題、教育相談に対する考え方などを教育研究所研究員で討議し、検討しました。

その結果、毎日教室で、校庭で、あるいは校外指導のために地域に出て、児童生徒への指導、支援に真剣に取り組まれている先生方に、少しでもお手伝いのできるものを、と考えました。したがって、本書の内容は学校における教育相談活動という具体的な活動にしばって記述しました。特に、校内の教育相談体制のもとで取り組まれた事例を多く載せ、その対応の仕方について記述してあります。また、市の教育相談のセンター的機能を担う学校教育相談室（センター相談室）を紹介し、各小中学校との連携を図るために記述してあります。

なお、ページ数の制約もあり、具体的な詳しい記述の点では不十分のところもありますが、不足のところは参考文献にある専門書等で補っていただくことを願っています。

そして、毎日の実践活動の中で、より早く、より深く子どもを知り、適切な援助の手を差し伸べて、子どもとの好ましい人間関係を一層深められるよう期待します。

目 次

『学校における教育相談ハンドブック』の刊行にあたって

足利市立教育研究所長 川島 初夫

『学校における教育相談ハンドブック』刊行のねらいと活用について

I 学校における教育相談の考え方

- 1 学校における教育相談 1
- 2 教育相談体制の必要性 1
- 3 相談者への向き合い方 2

II 校内の教育相談体制

- 1 教育相談係が行う教育相談
 - (1) 教育相談係のおもな役割と仕事内容 4
 - (2) 相談室の運営 7
- 2 校内教育相談体制の事例
 - 小学校** 8
 - 事例1 ADHD傾向の児童への対応（6年男子）
 - 事例2 ADHD傾向の児童への対応（2年男子）
 - 事例3 場面緘黙の児童への対応（5年女子）
 - 事例4 虐待の母と児童への対応（2年男子）
 - 事例5 幼・保と小との連携（1年男子）
 - 中学校** 11
 - 事例1 相談室に登校する生徒への対応（3年男子）
 - 事例2 不登校生徒への対応（1年女子）
 - 事例3 発達障害が疑われる生徒への対応（1年男子）
 - 事例4 自閉症が疑われる生徒への対応（3年男子）
 - 事例5 保護者からの虐待が疑われる生徒への対応（3年女子）
 - 事例6 不登校生徒への対応[連絡がつかない]（3年男子）

Ⅲ 養護教諭が行う健康相談

1	保健室における健康相談活動	14
2	健康相談の進め方	16
3	事例	
	小学校	19
	事例1 不安を抱える児童への対応(2年男子)	
	事例2 周りに合わせられない児童への対応(2年男子)	
	事例3 複雑な家庭環境の児童への対応(4年男子)	
	事例4 休みがちな児童への対応(3年女子)	
	事例5 不登校傾向の児童への対応(2年男子)	
	中学校	21
	事例6 部活動への行き渋りの生徒への対応(1年女子)	

Ⅳ 他機関との連携

Ⅴ 学校教育相談室(センター相談室)について

[1]	概要	23
[2]	教育相談及び適応指導について	26
[3]	通室児童生徒で学校復帰した事例	29
	事例1 集団不適応生徒への対応(中学2年女子)	
	事例2 人間関係で欠席が続いた児童への対応(小学6年女子)	
	事例3 自閉が疑われる生徒への対応(中学2年男子)	

Ⅵ 教育相談に関する研修について(県・市)

I 学校における教育相談の考え方

1 学校における教育相談

学校における教育相談は、あらゆる教育活動の場面で、すべての教師が全ての児童生徒に対して行うことが基本である。

- ・ 中学校学習指導要領解説（特別活動編）によれば、「教育相談は、一人一人の生徒の教育上の問題について、本人又はその親などに、その望ましい在り方を助言することである。その方法としては、1対1の相談活動に限定することなく、すべての教師が生徒に接するあらゆる機会をとらえ、あらゆる教育活動の実践の中に生かし、教育相談的な配慮をすることが大切である。」とされている。
- ・ 教育相談は、児童生徒それぞれの発達に即して、好ましい人間関係を育て、生活によく適応させ、自己理解を深めさせ、人格の成長への援助を図るものであり、学校における教育相談は、決して特定の教師だけが抱えて行う性質のものではなく、相談室だけで行われるものでもない。また、児童生徒の相談内容は、多種多様である。したがって、教育相談は、学校の教育活動全体を通じて、また、全ての教師が様々な時と場所において、適切に行うべきものである。

2 教育相談体制の必要性

教育相談は、学校における基盤的な機能であり、教育相談を組織的に行うためには、学校が一体となって対応することができる校内体制を整備する必要がある。

- ・ スクールカウンセラーや心の教育・教室相談員等の配置により、教育相談やカウンセリングの充実が図られつつあるが、教育相談を組織的に行うためには、学校が一体となって対応することができる校内体制を整備することが重要であり、コーディネーター役として、校内体制の連絡・調整に当たる教育相談担当教諭の存在が必要である。
- ・ 各学校の実態等により異なるが、教育相談担当教諭は、養護教諭、スクールカウンセラー、心の教育・教室相談員等と十分に連携を図ることが重要である。

3 相談者への向き合い方

児童生徒の問題行動の心理環境的背景にあるものに気づくためには、基礎的な知識や観察力が必要である。相談者（児童生徒本人、保護者等）に適切に対応するためのきめ細かな相談体制は、効果的な支援・対応に関する教師の姿勢と意識によってつくられる。

（1）教師の姿勢・意識

- ・ 学校生活のあらゆる場面で教育相談を行うにあたって、児童生徒の抱える課題や効果的な指導・対応に関する一人一人の教師の姿勢・意識を高めることが求められる。教師に望まれる基本的な姿勢・意識として、以下のような心構えが考えられる。
 - ①精神的に安定していること。
 - ②受容的な態度で接すること。
- ・ 問題を抱える「困った子」ではなく、「困っている子」という視点で観察し、対応する。

（2）児童生徒との面談

- ・ 学校生活の中で児童生徒との小さな関わりは数多くあり、短いやりとりでも、児童生徒の心に深く響くこともある。これが成り立つための、いくつかの留意点を挙げる。
 - ①日常の信頼関係づくりに努める。信頼関係があって初めて教育相談が成り立つ。
 - ②話しかけるタイミングに心を配る。
 - ③その場で結論を出そう、納得させよう、約束させよう、としない。「先生は私のことを心配しているのだ。」と伝えるだけでも十分。
 - ④普段から児童生徒に気軽に声かけをするように心がける。
 - ⑤投げかけた後のフォローも行う。

（3）保護者との面談

- ・ 保護者にどんな願いや不安、悩みがあるか、背景にどんな状況があるかを理解し、共感する姿勢で臨む。また、学校や教師に対する不満を抱えている場合も、反論するのではなく、まず共感的な態度で傾聴することが大切である。
- ・ 心配や不安が和らぎ、学校との協力関係が形成されるような、保護者にとって意味のある面談とするための、いくつかの留意点を挙げる。
 - ①面談は双方の都合の良い時間帯で1時間程度であらかじめ設定し、あまり長時間にならないように配慮する。

- ②学校側が複数のメンバーになるときは、あらかじめ伝えておく。
- ③保護者にねぎらいの言葉をかけ、「一緒に考えましょう。」という姿勢を示す。
- ④保護者の話を遮らない。教師側が話しすぎない。
- ⑤原因を簡単に決めつけない。「そうせざるを得ない何かがあったのかもしれない。」という謙虚な気持ちで聴き、簡単に断定しないように心がける。

[参考文献]

- ・「生徒指導提要」文部科学省
- ・「児童生徒の教育相談の充実について」
教育相談等に関する調査研究協力者会議
- ・菅野純「不登校 予防と支援 Q & A 70」明治図書

Ⅱ 校内の教育相談体制

1 教育相談係が行う教育相談

(1) 教育相談係のおもな役割と仕事内容

①教育相談係のおもな役割

教育相談係は、校内の教育相談体制を充実し機能させるためのリーダーであり、調整役（コーディネーター）である。情報と人を結びつけ、機能的な動きを創り出す役割が求められる。教育相談係の役割として、大きく次の4つに分けることができる。

・ カウンセリング（聴き役）

児童生徒や保護者の思いを受け止め、信頼関係を築くことが大切である。また、教員へは問題をもつ児童生徒の対応についてコンサルテーションを行い、課題解決に向けて援助する。

・ コーディネーション（連絡調整役）

校内外のリソース（援助資源）を有効に活用して、関係者と専門家や各種関係機関をつなげるとともに、連携を図る。

・ プロモーション（推進役）

担当が一人で問題を抱え込んだり、教育相談担当だけで支援に関わるのではなく、学校全体で一人一人の児童生徒を支援するための体制を整備し、教員のスキルアップを図るために研修や啓発を進めていく。

・ インテグレーション（統合・定着役）

校内における教育相談活動が、組織として円滑に機能しているかどうかを点検し、学校教育相談体制として明確に位置づけられたその活動を定着させていく。

②教育相談係のおもな仕事内容

(ア)教育相談の年間計画の作成

学校における教育相談を定着・推進していくために、教育相談の年間計画を作成し、学校全体計画の中に位置づける。

○年間計画に入れたい項目

- ・ 児童生徒の実態把握のための調査
- ・ 教育相談週間
- ・ 校内研修

(イ) 課題解決に向けた取り組み

1. 担任、保護者、児童生徒からの相談を受けたり、情報収集をする

いち早く問題を把握したり、その問題の性質や全体の状況などを的確に理解することが大切である。日頃から、情報の共有化と共通理解に努め、公的な場だけでなく、休み時間や授業後等での何気ない情報交換も重視する。また、子どもや保護者からの相談を受けたり、外部の関係機関から連絡を受けたりすることもある。

2. 情報の集約と共有（ケース会議、アセスメント会議）

管理職への状況報告と同時に、その子どもについての情報を関係する教職員で共有する。教育相談係が、情報の共有が必要な範囲を判断して、情報集約と共有の場（ケース会議）を考える。また、外部の関係機関とつながっている場合は、情報を得るために連絡を取る。これらの情報を集約しながら、その子どもの心理的側面だけでなく、その子の交友関係や援助資源がどのくらいあるかなど、幅広く実態把握（アセスメント）を行う。

3. 対応を協議し、支援計画を作成する際のリーダーとなる

アセスメントを受け、どのようなことに、どの程度の支援を必要としているかを判断する。

例・主に担任が対応して、それを相談係や養護教諭がサポートする形で大丈夫か？

- ・チームとして対応した方がよいのか？
- ・全教職員で対応する必要があるか？

チームとして支援を行う必要がある場合は、相談係がその子どもと関わりが強いメンバーから編成する。「チーム会議」で、「いつ、どこで、誰が、何を、どのように、どのくらいの期間」支援するのか、具体的な計画を立てる。

4. 具体的な支援の取り組みの状況を把握し、必要に応じ担任等に助言する

支援の進捗状況を随時把握しながら、チームのメンバーとの情報交換や打ち合わせを積み重ね、状況に応じて、方針の微調整を行う。

5. 一定の期間後、取り組みの評価をして、その後の取り組みを検討する

一定の期間が過ぎたら、チームとして行ってきた支援の内容や方法が適切だったかの評価をし、今後に向けて支援方針の修正を行う。相談係は、取り組みの中で浮かび上がった課題の整理を進め、役割分担の再調整を図る。

(ウ) 外部機関との連携

教育相談係は、日頃から関係機関の情報を収集し、役割や利用法の理解を深めておく。関係機関の選択に当たっては、子どもに対してどのような支援が必要か、どの機関の誰と連携を取るとよいのか、事前に共通理解を図る。

保護者に関係機関を紹介する場合は、保護者の思いや考えにじっくり耳を傾け、保護者の主体的な判断を尊重する。

(エ) 予防的な関わり

対人関係が未熟で、ストレス耐性の乏しい児童生徒が増えているため、友人関係の些細な出来事が、大きな危機に発展する可能性がある。今困っている子どもへの対応だけでなく、すべての子どもに対する予防的な関わりができるとうい。構成的グループ・エンカウンターやアサーショントレーニングなどのプログラムも、対人関係を学ぶのに有効な方法の一つである。

(オ) 校内研修の計画・実施と啓発

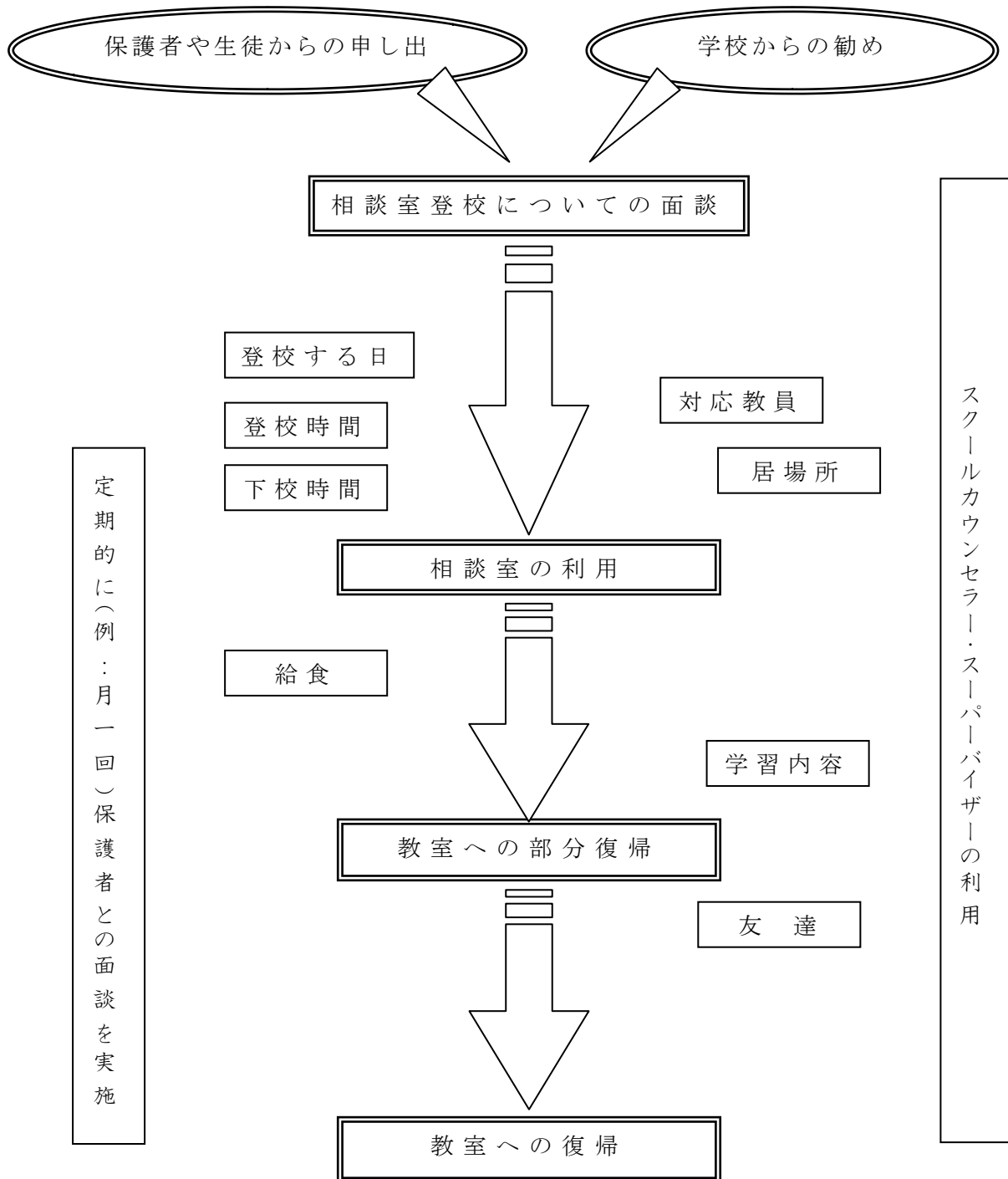
教育相談に関する基本的・実践的な研修を計画的に行い、教職員一人一人がカウンセリングマインドを身につけられるようにする。また、教育相談だよりを発行する等の啓発活動や教育相談関係の資料の整備や管理も行う。

(2) 相談室の運営

① 相談室の利用例

- ・ 担任、教科担任の許可を得てから利用する
- ・ 基本的に1時間の利用とする（気持ちを落ち着かせる、話を聞く）
- ・ 昼休みに解放する（学校の実情に合わせて解放しないことも考えられる）

② 相談室登校について



【相談室に登校する生徒の対応について】

『教室への復帰』が目標の一つではあるが、生徒を取り巻く状況や生徒の持つ資質などにより、柔軟に対応することが重要である。また、保護者との協力と理解が不可欠であることから、定期的に面談を実施していくことも大切である。学校側も担任一人が抱えるのではなく、教育相談係を中心としたチームで対応していくようにする。対応していく中で不具合なものが出てきたら、その都度修正をしていく。

2 校内教育相談体制の事例

小学校

事例1 【ADHD傾向の児童への対応（6年男子）】

A児は小学校6年生の男子。3年の時の担任の勧めで医療機関を受診、ADHDの傾向があると診断された。5年では、友人・教員等との関係で登校できなくなってしまった。6年になるとチックの症状がひどくなったので、再度医療機関を受診し、アスペルガー症候群の傾向があると診断された。授業中、A児は自分の興味のあるものには取り組むが、何もしないでいることが多い。ちょっとしたことから周りの子とのトラブルが生じ、乱暴な振る舞いをしてしまう。A児に対する正しい理解と、中学進学を意識した今後の働きかけが必要とされる。

【対応方法】

- ・担任、特別支援コーディネーター、養護教諭による母親との面談。
- ・ケース会議でA児への適切な支援の在り方を検討し、共通理解を図る。
- ・教職員を始めとする保護者や周りの大人が、子どもたちに正しい理解を促す。
- ・保護者の同意を得ながら、中学への個別の指導計画を作成し、引き継ぐ。

事例2 【ADHD傾向の児童への対応（2年男子）】

B児は小学校2年生の男子。入学前から就学指導を受け、足利の森病院に通っている。ADHDの診断を受け、薬を服用している。2年になり、B児は授業についていくのが困難になってきた。クラスの友だちに不快なことを言ったりやったりすることが増え、保護者に特別支援学級での学習を勧めたいと考えている。

【対応方法】

- ・校内の就学指導委員会で、入級を勧めることを検討。
- ・担任、特別支援コーディネーター、養護教諭による保護者との面談。学校での様子を伝える。
- ・担任、特別支援コーディネーターと保護者で、足利の森病院にて話し合う。専門的な立場からの話を聞く。
- ・校内では、学年のチーム対応（担任、心・学び支援員）、全職員への共通理解を図る。
- ・個別の指導計画を作成し、スモールステップで支援を行う。
- ・保護者の理解を得、本人の気持ちを大切にしながら、必要に応じて特別支援学級での個別学習を行う。

事例3 【場面緘黙の児童への対応（5年女子）】

C児は小学校5年生の女子。母親から、中学進学に対する不安の相談があった。C児は家庭では話すが、学校では一言も話さない場面緘黙が見られる。

【対応方法】

- ・進学先にスクールカウンセラーが常在しているので、母親にスクールカウンセラーとのカウンセリングを勧める。
- ・教育相談役は、スクールカウンセラーと担任との連絡を取り、担任は保護者との連絡を取り合って、対応を続ける。

事例4 【虐待の母と児童への対応（2年男子）】

D児は小学校2年生の男子。入学前、母親は、自分が子どもに対して虐待をしてしまうことをこども課に相談していた。入学後、D児は母親から離れると不安になるため、登校できない状態になってしまった。母親は、そんなD児の状態を見て、厳しく叱りつけたり、担任との対話を異常に求めたりした。母子ともに不安定なので、D児が下校するまで母親は学校にいて遠くから見守ってもらうことにした。D児はいったん教室に入ると、他の子と同様に学習が受けられた。

1学期間、母親は教室の隣の部屋で待機するということが続いた。この間、担任は、母親と何回となく長い面談を行い、母親の子育てに関する不安や、母親自身が実の親から虐待を受けていた生育歴や友人関係・夫婦関係などについて、じっくり話を聞くことを繰り返してきた。

校内では、学年の先生（心・学び支援員を含む）とチームを組んで、同じように対応するよう共通理解を図って対応した。また、担任は外部機関を紹介し、相談を勧めた。しかし、利用した様子はみられなかった。

夏休み末、D児が泣く声が大きく、近所から児童相談所に通報があった。

2, 3学期になると、母親が帰ってもD児は一人で学校に残れるようになった。ただ、登校時刻はまちまちであり、親の都合で早退したり欠席したりということは続いた。

【対応方法】

- ・校内では、学年のチーム対応（担任、心・学び支援員）、全職員への共通理解を図る。
- ・個別の指導計画を作成し、スモールステップで支援を行う。
- ・保護者へは、スクールカウンセラーや教育相談室へのカウンセリングを働きかける。
- ・児童相談所、こども課との情報交換

事例5 【幼・保と小との連携（1年男子）】

E児は小学校1年生の男子。支援シートにより、トイレで一人で用がたせない、授業中じっと座って先生の話を聞いていられないなどの問題行動の様子を把握していた。入学後、さらに詳しく実態を知るために、担任が保育所を訪問し、情報交換をした。

【対応方法】

- ・支援シートによる保育所からの引き継ぎ
- ・校内では、学年のチーム対応（担任、心・学び支援員）、全職員への共通理解を図る。
- ・個別の指導計画を作成し、スモールステップで支援を行う。

[参考文献]

- ・文部科学省 児童生徒の教育相談の充実について
生き生きとした子どもを育てる教育相談体制づくり
- ・栗原慎二 「新しい学校教育相談の在り方と進め方」 ほんの森出版
- ・新井英靖 「気になる子ども」の教育相談 ケース・ファイル
ミネルヴァ書房
- ・石隈利紀 田村節子 「チーム援助入門」 図書文化
- ・神奈川県立総合教育センター 「教育相談コーディネーター ハンドブック」

中学校

事例1 【相談室に登校する生徒への対応（3年男子）】

中1の10月、部活動についていけず、体調不良を訴え欠席が始まる（実際の欠席理由は部活動が原因ではない）。足が痛くて歩けない。病院では身体的な疾病は見られず、心療内科へ受診する。困ったことがあると泣いて話せなくなるため、本人が自らの言葉で話せるようにすることを目標とした。以下、下記の通り段階を追って対応し、中3の7月には教室へ完全復帰した。

【対応方法】

学校生活に関すること

- ・給食無し → 相談室で給食を食べることを実施 → 給食を教室で食べる
- ・週1回欠席の日を設ける → 週1回の欠席を早退に変える
- ・他の生徒の目を気にしているため、心の教室相談員が個室で対応。
- ・相談室での授業の実施。
- ・別の相談室登校生徒と同じ教室で学習する。
- ・学年集会、全校集会に列の後方で参加する。
- ・授業前にクラスの生徒が迎えに来る
- ・昼休みに教室に行く。
- ・授業によっては、教室、相談室を利用して学習する。
- ・別の昇降口を利用する → 昇降口を通常に戻す
- ・家族に送迎をしてもらい登下校する → 下校のみ徒歩で行う → 登下校を徒歩で行う

スクールカウンセラーに関すること

- ・保護者、担任、心の教室相談員、相談室担当教員、スクールカウンセラーによる月1回の面談をし、面談実施後次回の予約をとる。
- ・家庭での様子や対応について、スクールカウンセラーより助言。家庭と学校の連携。
- ・保護者との面談を月1回から2ヶ月に1回に変更し、さらに何かあったときに相談した。

事例2 【不登校生徒への対応（1年女子）】

中1の2学期になり体調不良を訴え、欠席が始まる。

【対応方法】

- ・担任が継続して家庭訪問をするものの、本人と会えない状況が続いたため、手紙を渡す。
- ・クラスの生徒からは連絡カード（翌日の連絡とメッセージなど）を渡す。
- ・週1回相談室への登校。
- ・保護者はスクールカウンセラーとの面談。保護者の不安を軽減できた。
- ・本人が言葉で伝えられないため、サインを決めてみる。（決まった場所にものを置くなど）
- ・本人が言葉で伝えられるようになってくる。

事例3【発達障害が疑われる生徒への対応（1年男子）】

本人のコミュニケーションの取り方が苦手で、トラブルに発展する。その結果、本人が固まってしまう。

【対応方法】

- ・担任、学年主任、通級指導教室担当、教育相談係、スクールカウンセラーを含めた面接を継続して実施。
- ・教室、通級指導教室での対応、家庭での注意点などを保護者と共通理解のうえ、同一歩調になるように調整。
- ・保護者、担任、教育相談係、スクールカウンセラーで面談を実施し、トラブルが起きたときの対応についての共通理解を図る。月1回のペースで実施。
- ・担任は、トラブルがあったときの状況・日時などを記録。程度に応じて保護者への連絡。また、トラブルだけではなく、ほめられることについても随時連絡を取っていく。
- ・トラブルが起きやすい状況を把握し、起きないような状況を作る。
(例) 給食のときに起きやすいので、給食を別室で食べられるようにした。また、4・5校時に通級指導教室を入れ、本人の気持ちが安定しやすい状況を作った。
- ・本人とスクールカウンセラーの面談を毎週実施していく。
- ・巡回相談において、医師や相談員からアドバイスをもらう。

事例4【自閉症が疑われる生徒への対応（3年男子）】

緘黙で、家庭でもほとんど話をしない生徒。母も本人の様子を見て判断している。中1の2学期より不登校。卒業式に参加せず、校長室で個別に卒業証書もらう。

【対応方法】

学校生活に関すること

- ・学校の滞在時間は長時間にせず、数分程度に抑える。
- ・週2回（担任、教育相談係が対応できる時間）の登校。
- ・相談室で小学校の時に仲が良かった生徒と会える。
- ・他の相談室生徒と同じ教室で過ごす。
- ・本人の得意な教科を学習する。
- ・本人の得意な運動をする。
- ・英語の授業（相談室対応授業）ではリーディングで声を出せる。
- ・相談室で給食を食べる。
- ・学年集会や全校集会に後ろで参加する。

登下校に関すること

- ・担任、副担任、相談係が分担して家まで迎えに行き、学校へ自転車登校し、送り届ける。
- ・一人で下校する → 途中まで一人で登校する → 一人で登校する → 徒歩で登下校する
- ・登校時間を他の生徒と同じにする → 毎日登校する → 下校時間を他の生徒と同じにする

スクールカウンセラーに関すること

- ・担任、教育相談係、スクールカウンセラーによる家庭訪問。
- ・保護者の意向、本人の考え（結果的に意志は確認できなかった）を聞き、相談室登校を勧める。
- ・スーパーバイザーより、毎日違う道を通ると本人が不安になるとのアドバイスを受け、往復の通学路を固定する。

保護者との連携

- ・登校した日には、保護者と電話で連絡を取る。学校や家庭の様子について共通理解を図る。
- ・家庭訪問では、本人とゲームを通してコミュニケーションを図り、首を振ったり、顔の表情が変わることで反応を見る。

事例5【保護者からの虐待が疑われる生徒への対応（3年女子）】

本人が、養護教諭に継父からの虐待を訴える。

【対応方法】

- ・担任、学年主任、生徒指導、教育相談係、管理職で協議の上、こども課、児童相談所に連絡。
- ・こども課、児童相談所と本人との面談を実施
- ・児童相談所のアドバイスを受け、本人に関することや学校での対応を確認。
- ・万が一に備え、近所に住む祖母宅を本人の逃げ場とすることを確認。
- ・学校では本人の様子を見ていくとともに、声かけを実施。
- ・三者面談などの経過を祖母に連絡し、共通理解を図る。

事例6【不登校生徒への対応【連絡が見つからない】（3年男子）】

中2の11月より不登校。中3になり家庭訪問や電話でも連絡が見つからない生徒（家庭）。

【対応方法】

- ・家庭訪問は担任、学年主任、教育相談係、管理職で実施し、曜日、時間をずらす。
- ・電話での連絡は、担任、学年主任。
- ・こども課、スクールソーシャルワーカーと連絡を取り、対応を協議。
- ・民生委員、主任児童委員からの情報提供。
- ・学校教育相談室の相談員による家庭訪問。
- ・祖母を頼りに家庭との連絡を図る。

Ⅲ 養護教諭が行う健康相談

養護教諭が行う健康相談は、児童生徒の心身の健康問題に関して専門的な観点から行われ、個々の児童生徒の健康管理にとどまらず、自己解決能力を育むなど児童生徒の人間形成にも大きな役割を果たしており、学校における健康相談の充実を図る上で中心的な役割が期待されている。また、養護教諭は、執務の特質^{*)}から児童生徒の心身の健康問題を発見しやすい立場にあることから、いじめや児童虐待などの早期発見、早期対応に果たす役割も求められている。

さらに、専門的な観点から、健康相談の必要性の判断、受診の必要性の判断、医療機関などの地域の関係機関等との連携におけるコーディネーターの役割などが求められている。また、問題に応じてスクールカウンセラー、スーパーバイザー、心の教育・教室相談員等の支援員を活用しつつ連携を図っていくことが求められる。養護教諭はこれらの役割を果たすために、教職員、保護者、関係者との人間関係作りにつとめ、信頼関係を築いていくことが大切である。

*) 養護教諭の職務の特質としてあげられる主な事項

- ① 全校の子どもを対象としており、入学時から経年的に児童生徒の成長を見ることができる。
- ② 活動の中心となる保健室は、誰でもいつでも利用でき安心して話ができる場所である。
- ③ 学校における健康診断、救急処置等を通して児童生徒の健康状態を容易に把握でき、異常等を早期に発見しやすい。
- ④ 児童生徒は、心の問題を言葉に表すことが難しく、身体症状として現れやすいため、問題を早期に発見しやすい。
- ⑤ 保健室頻り来室者、不登校傾向者、非行や性に関する問題など様々な問題を抱えている児童生徒と保健室で関わる機会が多い。
- ⑥ 職務の多くは、学級担任をはじめとする教職員、学校医等、保護者等との連携の下で遂行される。

1 保健室における健康相談活動

(1) 保健室利用の実態

保健室に来室する児童生徒の中には、身体面のみでなく、心の悩みなどの相談を求めてくる者が多くみられる。また、表面的に身体的な症状を持つ児童生徒の中には、内面的な心の問題を併せ持っている児童生徒が多いことも指摘されている。児童生徒が困った時、悩みがある時に、相談の窓口として利用できる保健室の存在は大きく、このような児童生徒に対する養護教諭の役割は極めて重要である。

(2) 開かれた保健室

児童生徒がうちとけて相談ができるよう、子どもの心に優しい空間づくりが求められる。

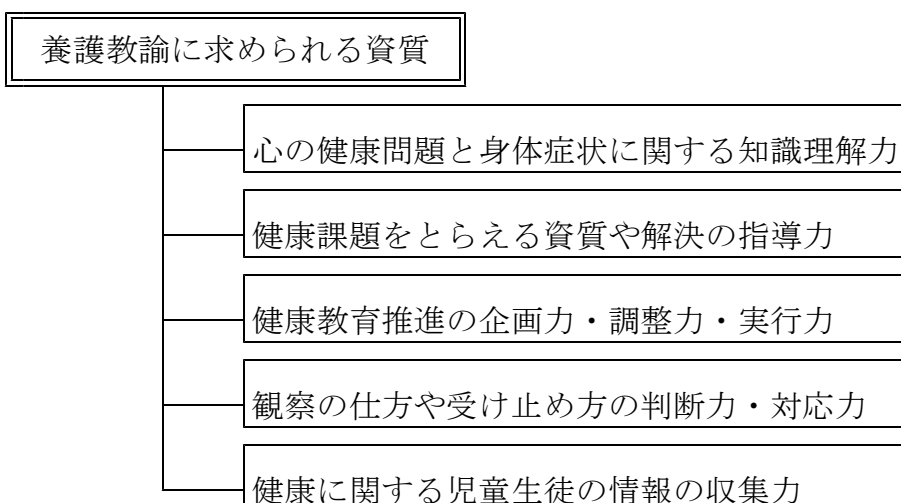
保健室は健康相談活動を行うことを一つの目的として設けられており、児童生徒にとっては、学習活動の場となる教室とは区別される空間といえる。また、保健室には、学級・ホームルーム担任とは立場を異にする養護教諭が常にいて、相談相手となってくれるという期待感を持っている。したがって、保健室は養護教諭が信頼を得ることにより、児童生徒がいつでも利用し、活用することのできる場となり得る。このためには児童生徒が困ったときや悩んだときは、いつでも気軽に利用できる場として、保健室が常に開かれた場であることが大切である。

(3) 保健室における相談活動の特質

- ①身体的な訴えを持って来室している場合でも、その背後にある複雑な問題に気付くことにより解決を図ることができる。
- ②じっくり話し合うことによって、悩みの解決や解決方法を発見できる。
- ③児童生徒とともに問題を考え、対処の仕方などを話し合うことができる。
- ④心や体の健康問題を持った児童生徒に対し、学級担任、学年主任、教育相談係等との連携を図り、一体となった支援が行われるような中心的な役割を担うことができる。
- ⑤相談機関、医療機関などへ紹介する場合は、一貫した支援が行われるよう、継続的な情報交換を行い、協力体制の下にコーディネーターとしての役割を担うことができる。

(4) 養護教諭に求められる資質

児童生徒の健康問題が複雑化・深刻化する中で、養護教諭に求められる資質も多岐にわたってきた。



2. 健康相談の進め方

(1) 対象者の把握（健康相談の必要性の判断）

健康相談の対象者は

- ①健康診断の結果、経過観察が必要とされた児童生徒
 - ・健康調査等の結果から、食生活・睡眠・運動などの日常生活において指導が必要である者
 - ・体重減少・視力異常・CO・GO・肥満傾向、その他の疾病異常などがあり経過観察や受診指導が必要な者
- ②保健室等での対応を通して健康相談が必要とされた児童生徒
 - ・身体的訴えやなんとなく来室している者
- ③日常の健康観察の結果、健康相談が必要とされた児童生徒
 - ・欠席・遅刻・早退の多い者、体調不良が続く者
 - ・心身の健康観察から健康相談が必要と判断された者
- ④健康相談を希望する児童生徒
- ⑤保護者等から相談依頼のあった児童生徒
- ⑥学校行事に参加させる場合に必要と認めた児童生徒などである。

健康相談は、1回で終わるものもあれば、継続的な支援が必要なものもある。児童生徒の訴え（腹痛や頭痛等）に対しては、病気や障害があるかないかを確認することが大切である。最初から心の問題だと決めつけることのないようにする。学級担任等は養護教諭や学校医と相談して見極めていくことが大切である。

(2) 健康問題の背景の把握

児童生徒の心身の健康問題の背景は多様化しており、問題の把握に当たっては、一人の情報では不十分であるため、学級担任や養護教諭をはじめとする関係者との情報交換により、児童生徒を多面的・総合的に理解した上で、問題の本質（医学的・心理社会的・環境要因）を捉えていく必要がある。そのため、校内委員会（組織）等で情報交換し、検討することによって、的確に問題の背景がつかめるようにするとともに、学校内の支援活動で解決できるものか、医療や関係機関等の連携が必要か見極めることが大切である。

(3) 支援方針・支援方法の検討

校内組織で、支援方針・支援方法を検討し、関係者で支援チームを構成し共通理解を図り、役割分担をして組織的に支援していくことが大切である。抱え込みにより、課題が悪化してしまい、解決が長期間にわたってしまうなどのケースもあるため、一人で対応するのではなく、関係職員、管理職等と連携して行うことが大切である。

(4) 支援の実施と評価

定期的に校内委員会（組織）を開催し、情報交換、支援検討会議（事例検討会）、経過から支援方針や支援方法を見直し、改善・評価を行う。また、必要に応じて関係機関等と連携していくことが大切である。

○養護教諭が行う健康相談の進め方

保健室には、様々な訴えを持った児童生徒が訪れる。養護教諭は、こうした児童生徒の訴えを受け入れながら身体的な応急処置だけで良いのか、心因が絡む身体不調にどう対応すれば良いか、瞬時の観察、判断、対応を行わなければならない。児童生徒が全身で訴えることを丁寧に「観る」「聴く」「触れる」ということを基本に健康相談を進めていく。

「どうしたの?」「あれ?ちょっと変だな・・・」の視点が大切である。

健康相談の基本的展開

<p style="text-align: center;">気づく</p> <p>一心と体の観察力ー 心身医学的知識が基礎</p>	<p style="text-align: center;">見極める</p> <p>ー背景要因分析と判断力ー 心的要因を念頭におく</p>	<p style="text-align: center;">関わる</p> <p>ー支援のための対応者の 判断ー 特性を生かす対応</p>	<p style="text-align: center;">連携する</p> <p>ー協力して関わる対象の 理解とタイミングー</p>
<p>【前駆症状に気づく】 【身体症状の例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・食欲・表情・顔色 ・腹痛・頭痛・胃痛 ・吐気・食欲・睡眠 ・体重・口渇・月経異常 <p>【行動・言動】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・落ち着かない ・涙ぐむ ・独りになりたがる ・暴れる・・・等 <p>「いつもとちょっと違うかな」という観察力が日常から必要</p>	<p>【家族関係】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家族の愛情が少なくなつたと感じる（両親、特に母の長期入院や別居・弟や妹の誕生等） <p>【学校や友人との関係】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・友人や先生との信頼関係の欠如 ・いじめ ・疎外 ・学習負担 ・部活動の負担・・・等 <p>【個人的要因】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・過去のストレス（児童虐待）等・素因、性格、精神発達状況 <p>【地域特性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・習慣等 	<ul style="list-style-type: none"> ○医学的素養・バイタル等看護学的素養を根底にして心と体に関わる ○スキンシップ（タッチング） ○保健室来室状況・既往歴・ベット・毛布・タオル・冷蔵庫、保健図書書の活用 「〇〇しながらカウンセリング」需要・支持・繰り返し・明確化・質問等の応答の技法は身体的症状や訴え、行動に関わりながらカウンセリング ○保健室で可能な遊戯法や心理テストの活用 	<p>【日常からの連携】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・健康相談に関する校内研修会・学校医や精神科医師や児童相談所、福祉関係機関とのカウンセラー等とのネットワークづくり <p>【支援活動中の連携】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・校長、担任、保護者、専門家などと支援方針と対応 <p>【事後の支援活動】</p> <p>アフターケア</p>

三木とみ子、徳山美智子「健康相談の理論と実際」ぎょうせいより引用

参考文献 「教職員のための子どもの健康相談及び保健指導の手引」 文部科学省
「教職員のための子どもの健康相談の方法と問題への対応」 文部科学省
「養護教諭執務の手引き」 栃木県養護教育研究会
「子どものメンタルヘルスの理解とその対応」 財団法人 日本学校保健会
「学校保健の課題とその対応」 財団法人 日本学校保健会

○養護教諭が行う健康相談の進め方

保健室には、様々な訴えを持った児童生徒が訪れる。養護教諭は、こうした児童生徒の訴えを受け入れながら身体的な応急処置だけで良いのか、心因が絡む身体不調にどう対応すれば良いか、瞬時の観察、判断、対応を行わなければならない。児童生徒が全身で訴えることを丁寧に「観る」「聴く」「触れる」ということを基本に健康相談を進めていく。

「どうしたの?」「あれ?ちょっと変だな・・・」の視点が大切である。

健康相談の基本的展開

<p style="text-align: center;">気づく</p> <p>一心と体の観察力ー 心身医学的知識が基礎</p>	<p style="text-align: center;">見極める</p> <p>ー背景要因分析と判断力ー 心的要因を念頭におく</p>	<p style="text-align: center;">関わる</p> <p>ー支援のための対応者の 判断ー 特性を生かす対応</p>	<p style="text-align: center;">連携する</p> <p>ー協力して関わる対象の 理解とタイミングー</p>
<p>【前駆症状に気づく】 【身体症状の例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・食欲・表情・顔色 ・腹痛・頭痛・胃痛 ・吐気・食欲・睡眠 ・体重・口渇・月経異常 <p>【行動・言動】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・落ち着かない ・涙ぐむ ・独りになりたがる ・暴れる・・・等 <p>「いつもとちょっと違うかな」という観察力が日常から必要</p>	<p>【家族関係】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家族の愛情が少なくなつたと感じる（両親、特に母の長期入院や別居・弟や妹の誕生等） <p>【学校や友人との関係】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・友人や先生との信頼関係の欠如 ・いじめ ・疎外 ・学習負担 ・部活動の負担・・・等 <p>【個人的要因】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・過去のストレス（児童虐待）等・素因、性格、精神発達状況 <p>【地域特性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・習慣等 	<ul style="list-style-type: none"> ○医学的素養・バイタル等看護学的素養を根底にして心と体に関わる ○スキンシップ（タッチング） ○保健室来室状況・既往歴・ベット・毛布・タオル・冷蔵庫、保健図書書の活用 「〇〇しながらカウンセリング」需要・支持・繰り返し・明確化・質問等の応答の技法は身体的症状や訴え、行動に関わりながらカウンセリング ○保健室で可能な遊戯法や心理テストの活用 	<p>【日常からの連携】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・健康相談に関する校内研修会・学校医や精神科医師や児童相談所、福祉関係機関とのカウンセラー等とのネットワークづくり <p>【支援活動中の連携】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・校長、担任、保護者、専門家などと支援方針と対応 <p>【事後の支援活動】</p> <p>アフターケア</p>

三木とみ子、徳山美智子「健康相談の理論と実際」ぎょうせいより引用

参考文献 「教職員のための子どもの健康相談及び保健指導の手引」 文部科学省
「教職員のための子どもの健康相談の方法と問題への対応」 文部科学省
「養護教諭執務の手引き」 栃木県養護教育研究会
「子どものメンタルヘルスの理解とその対応」 財団法人 日本学校保健会
「学校保健の課題とその対応」 財団法人 日本学校保健会

3 事例

小学校

事例 1 【不安を抱える児童への対応（2年男子）】

Aは小学校2年男子。1年生の2月頃から「こわい」と言って、休むことがあった。2年生になると「こわい」と登校を渋り始めたため、養護教諭が保健室登校に誘い通い始めた。

- ボキャブラリーが少なく支障のすべてを『こわい』のことばで表現する。
- 予想外の出来事や環境の変化にうまくついていけない様子が見られた。
- 特定のものへのこだわり・やり方・手順への執着も見られた。

2年生の後半より特別支援学級に通級し、3年生から、特別支援学級に入級し、本児のペースで成長していった。

【対応方法】

- ・担任、特別支援コーディネーター、養護教諭、心の教育相談員による母親との面談
(学校での取り組みを説明し理解を得ることで、家庭と学校とが協力して子どもを育てるという関係を深める。)
- ・特別支援学級担任による、個人検査 WISC - III の実施
- ・ケース会議でA児への適切な支援の在り方を検討し、共通理解を図る。
(登校に対する疲労感について、適宜順当な休息が得られる場所を提供する。)
(A児の特性を理解する。)
(常に丁寧なわかりやすい予告をする。)
- ・スクールカウンセラー、スーパーバイザーと母親とのカウンセリング
- ・A児・母親は、2年生の9月より定期的に専門医のカウンセリング
- ・専門医を囲んでの職員勉強会の開催

事例 2 【周りに合わせられない児童への対応（2年男子）】

Bは小学校2年男子。読書が大好きで、発想も豊かである。しかし、時間のけじめがつけられず、授業が始まっても読書に没頭していたり、友人との距離がうまくつかめず、トラブルを起こしたりと、1日何度も落ち込んだり、担任に注意され、すねたり、教室を飛び出したりの日々を送っていた。

- 複雑な家庭環境…心が不安定で落ち込む
- 3兄弟の次男でさみしがりや
- 特定のものへのこだわり・執着も見られた。

心の教育相談員が、B児が魚に興味があることを知り、「保健室で飼っているグッピーを見においで」と誘ったところ、とんできてしばらく見入っていた。気分も落ち着き、少しずつ心の内を話してくれたり、変化が見られた。少々時間のかかることもあるが、「少しずつでいいから、早く教室に戻れるようにしましょうね。」に「うん」を力強く答えて、教室に戻っていく。

【対応方法】

- ・担任、特別支援コーディネーター、養護教諭、心の教育相談員との話し合いで、B児への適切な支援の在り方を検討し、共通理解を図る。
(クールダウンの場所を提供する…心が荒れている時は、「保健室に行ってきます。」カードを提示し保健室に来る。)
- ・担任はスーパーバイザーとのカウンセリングで支援を受ける。

事例3【複雑な家庭環境の児童への対応（4年男子）】

Cは小学校4年男子。おとなしく、入学前に就学指導を受けていたので、校内就学指導委員会で、支援記録を取っていた。3年生の時から毎年家庭環境が変わり、休みがちで遅刻・早退（発熱による）も多くなった。

○複雑な家庭環境の悪化（母親が離婚したり、内縁の夫と暮らしたり、別れたり、また違う内縁の夫と暮らしたり別れたりと、いつも母親に振り回されている。）

○家庭では基本的な生活習慣への関心が薄い。

6年生になると保健室に、時々相談に訪れ話をしてくれるようになっていった。養護教諭や心の教育相談員が忙しそうなのは、「心のポスト」に、困ったことや話したいことを手紙にして入れてくれる。そして話す。この交流が生まれたことで、励ましやがんばりを認める機会が増え、遅刻どころか早く登校し、朝の清掃にも参加できるようになった。

卒業後は、中学校の特別支援学級に入級した。

【対応方法】

- ・校内就学指導委員会で、入級を勧める。
- ・担任、特別支援コーディネーターは、母親と面談
(担任は、家庭と毎日連絡を取る。)
- ・担任、特別支援コーディネーター、養護教諭、心の教育相談員の話し合いで、C児への適切な支援の在り方を検討し、共通理解を図る。
(学習場面で困難さを示す。…得意なことで認める。個別の学習支援を行う。)
- ・担任はスーパーバイザーやスクールカウンセラーの支援を受ける。

事例4【休みがちな児童への対応（3年女子）】

Dは小学校3年女子。おとなしいが能力はある。6年生の姉が不登校になっていて、Dも遅刻・欠席が多くなってきた。遅刻した日は、なかなか教室に入れないので保健室で勉強しタイミングを計り教室に入るといった日々が続いた。

○口数は少ないが、基本的には真面目である。

○母親に対して姉と同じ様にしてもらいたいという要望が大きい。

○こだわりが強く何事も丁寧にきちんとやらないと気がすまない。

○人目を気にする。休むと自分から引いてしまう。

現在は、毎日登校し教室に入っている。そして、時々帰り際に元気な顔を保健室に見せに来てくれる。

【対応方法】

- ・担任、学年主任、特別支援コーディネーター、養護教諭による母親との面談
- ・ケース会議でD児への適切な支援の在り方を検討し、共通理解を図る。
- ・スクールカウンセラーと母親とのカウンセリング
- ・担任、関係職員がスクールカウンセラー、スーパーバイザーの支援を受ける。
- ・担任、関係職員、スクールカウンセラー、こども課による母親との面談

事例5【不登校傾向の児童への対応（2年男子）】

Eは小学校2年男子。保育園の時も不登校があり、2年生のゴールデンウィーク過ぎから不登校になる。養護教諭が保健室登校に誘い通い始めた。

○4人姉弟の長男…母親が男の子の育て方が分からなかった？。

○漢字、文字を書くのが苦手

保健室に通い始めてからは、教科によって教室で授業を受けることができるようになった。2年生の運動会後から、教室に復帰できた。しかし、3年生のゴールデンウィーク過ぎから再度不登校になり、保健室登校をしていたが、保健室から教室を行き来するうちに教室に復帰できた。現在6年生になっているが、元気に登校している。

【対応方法】

- ・担任、特別支援コーディネーター、養護教諭、心の教育相談員による母親との面談
(学校での取り組みを説明し理解を得ることで、家庭と学校とが協力して子どもを育てるという関係を深める。)
- ・ケース会議でE児への適切な支援の在り方を検討し、共通理解を図る
(「必要なケア」と「つけたい力」を明らかにする。)
(学校に来た日の過ごし方の枠組みを決める。)
- ・スクールカウンセラー、スーパーバイザーによる母親とのカウンセリング

中学校

事例6【部活動への行き渋りの生徒への対応（1年女子）】

中1の12月ごろ、本人が保健室へ相談に行く。ケガをしてから部活動に行きづらい。

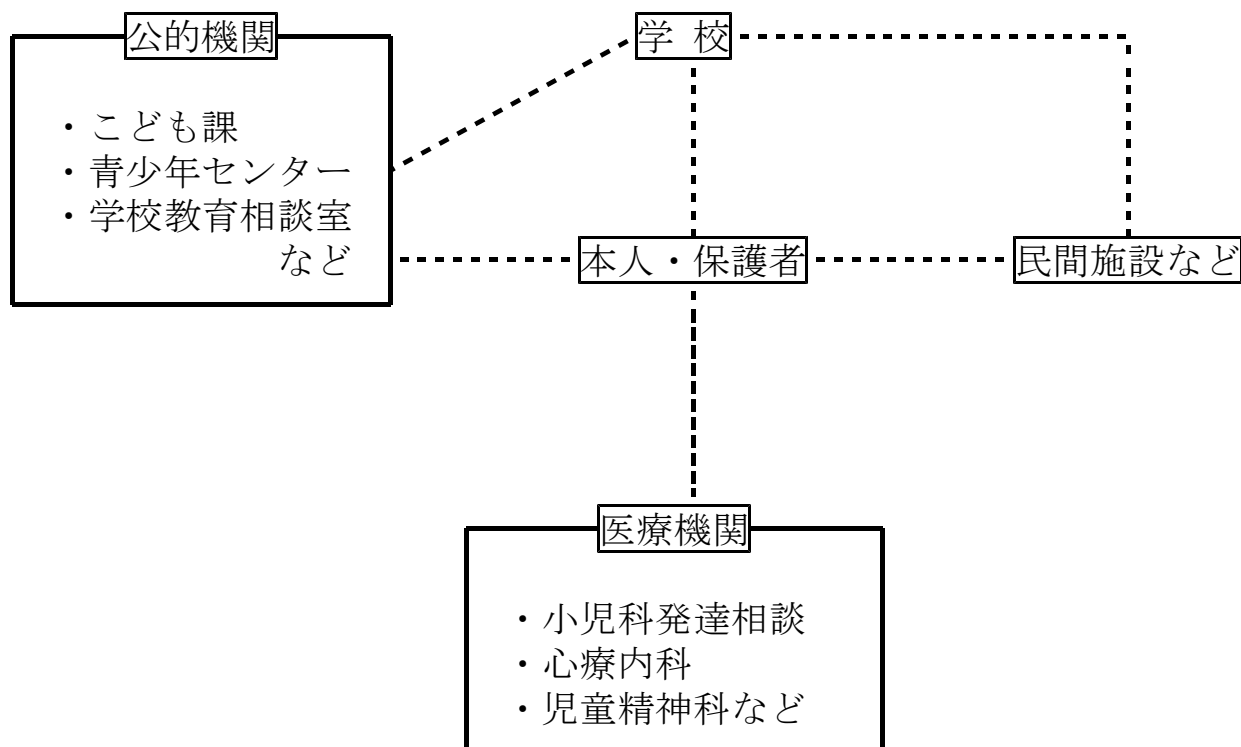
部活動への欠席が増えたため、先輩から冷たい態度を取られる（ような気がする）。

【対応方法】

- ・本人からの話をよく聞くように努める。
- ・本人との信頼関係が築け、本人から話してくれる内容が増えてくる。
- ・運動が苦手な先輩を理由に部活動を避けていたことがわかる。
- ・本心を話せた安心感からか、部活動への参加も増え、2月には元に戻る。

IV 他機関との連携

学校を取りまく主な相談機関



V 学校教育相談室（センター相談室）について

[1] 概要

『足利市学校教育相談室』

不登校やいじめ、学習障害傾向をはじめとした様々な児童生徒指導上の諸課題に対応するため、一人一人の当該児童生徒の状況に応じた教育相談活動及び不登校傾向の児童生徒に対する学習指導や自然体験・生活体験活動などの適応指導を通して、自立心や社会性を培う。

1 所在地 〒326-0052 足利市相生町1番地1（生涯学習センター内）
TEL 0284-42-7672 FAX 0284-41-5504

2 施設構成
生涯学習センター1階 5室を使用
事務室（相談室1） 相談室2 学習活動室 プレイルーム 資料室

3 職員名
担当指導主事 1名 適応指導教室担当教諭 1名
学校・家庭教育相談員 5名 いじめストップアドバイザー 1名

4 対象
・足利市立小・中学校の児童生徒
・原則として、欠席状態が続いている児童生徒
・自分のペースで少しずつ活動を広げていきたい児童生徒
・仲間との交流や集団での活動が苦手な児童生徒

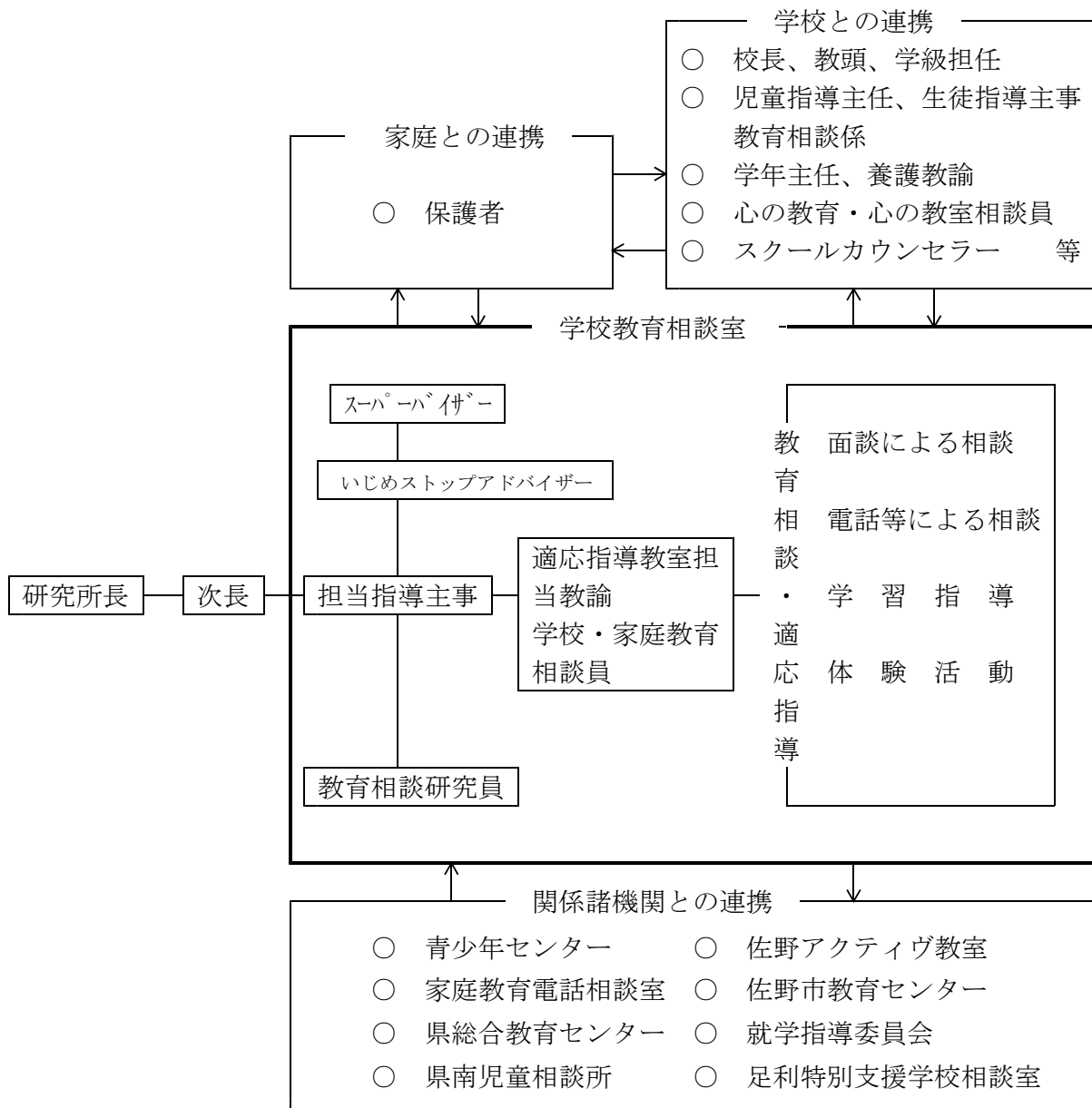
5 開室日時
(1) 教育相談活動 月曜日から金曜日の9:00～17:00
(2) 通室児童生徒への適応指導
月曜日から金曜日の9:00～16:00（児童生徒の状況により弾力的に運用する）

6 主な活動内容
(1) 教育相談活動 ・面談による相談 ・電話による相談
（いじめに関する内容はいじめストップアドバイザーが対応）
(2) 通室児童生徒等への適応指導
① 学習活動 ・自主学習中心の個別の学習支援
② 人間関係づくり ・対人関係スキルの向上（小集団活動などによるソーシャルスキルトレーニング）
・体験活動（スポーツ活動、陶器作り、うどん打ち、ケーキ作り、足利巡り、野菜栽培、調理実習、カレンダー作り等）

※いじめストップアドバイザー

- ・いじめ問題の解決やいじめの未然防止を目指して相談・指導助言を行う。
- ・センター相談室に通室する児童生徒に関する相談・指導助言を行う。
- ・勤務は1週間に1.5日勤務（詳しくはセンター相談室ガイドブックを参照）

7 組織図

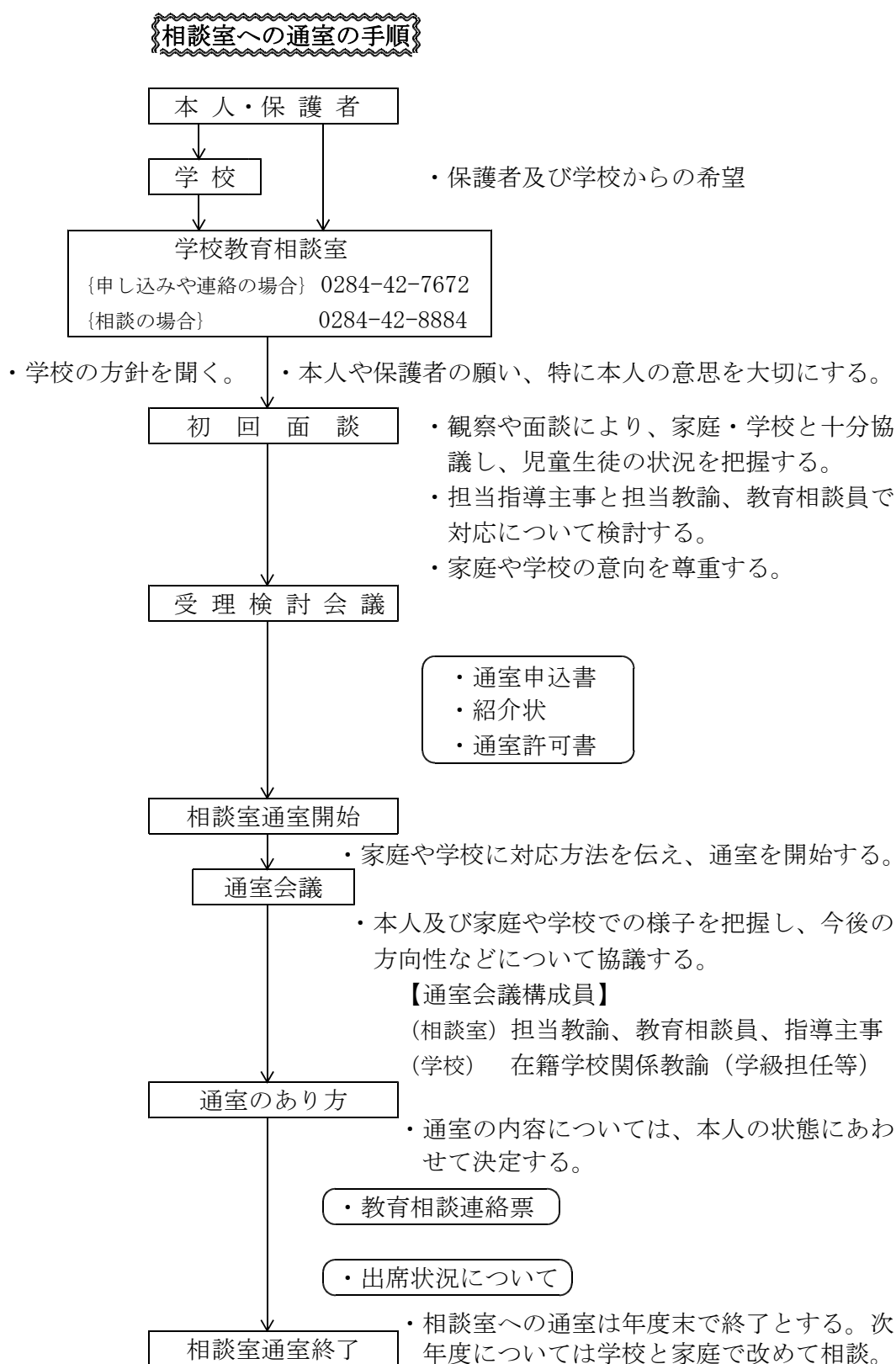


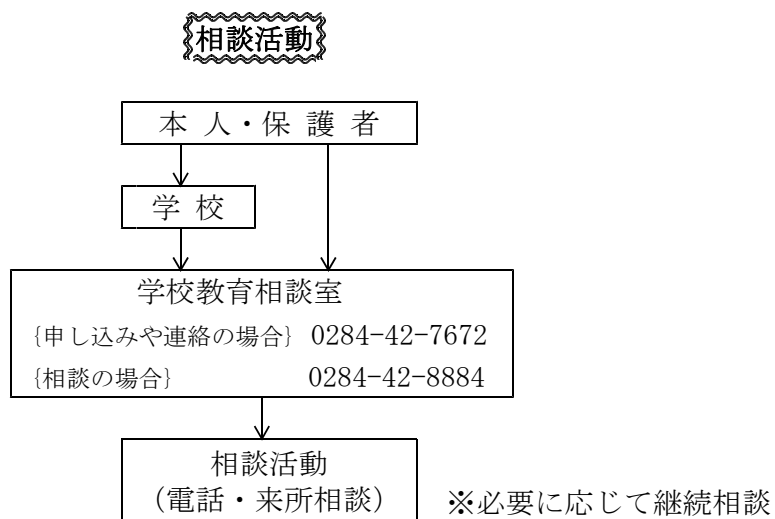
8 年間活動計画

月	教育相談活動	適 応 指 導
4	通室児童生徒への教育相談 保護者・教職員への教育相談	学習活動、屋外活動、軽スポーツ
5	スーパーバイザーによる研修と 相談室運営等についての指導助言	野菜等苗植え
6		・ミニ遠足（織姫山） じゃがいも掘り さつまいも苗植え ・うどん作り体験
7		トマト等野菜収穫 ・じゃがいも調理実習
8		
9	スーパーバイザーによる研修と 相談室運営等についての指導助言	・足利巡り（足利学校、美術館見学等）
10		野菜収穫 ・さつまいも調理実習 ・遠足
11		・陶器づくり
12		・カレンダー作り ・ケーキ作り
1		・ミステリー体験
2	スーパーバイザーによる研修と 相談室運営等についての指導助言	・お楽しみ会
3		じゃがいも植え付け
備 考	※いじめストップアドバイザーによる いじめに関する相談業務は年間を通して 行う。	

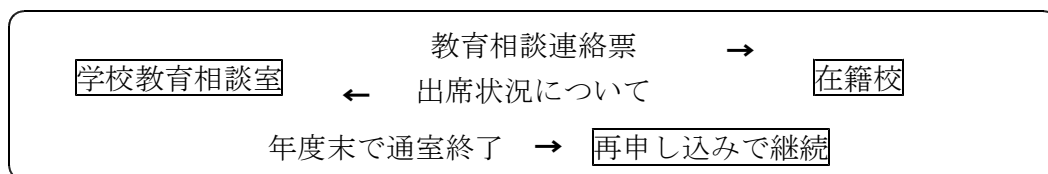
[2] 教育相談及び適応指導について

1 相談室への通室の手順及び相談活動





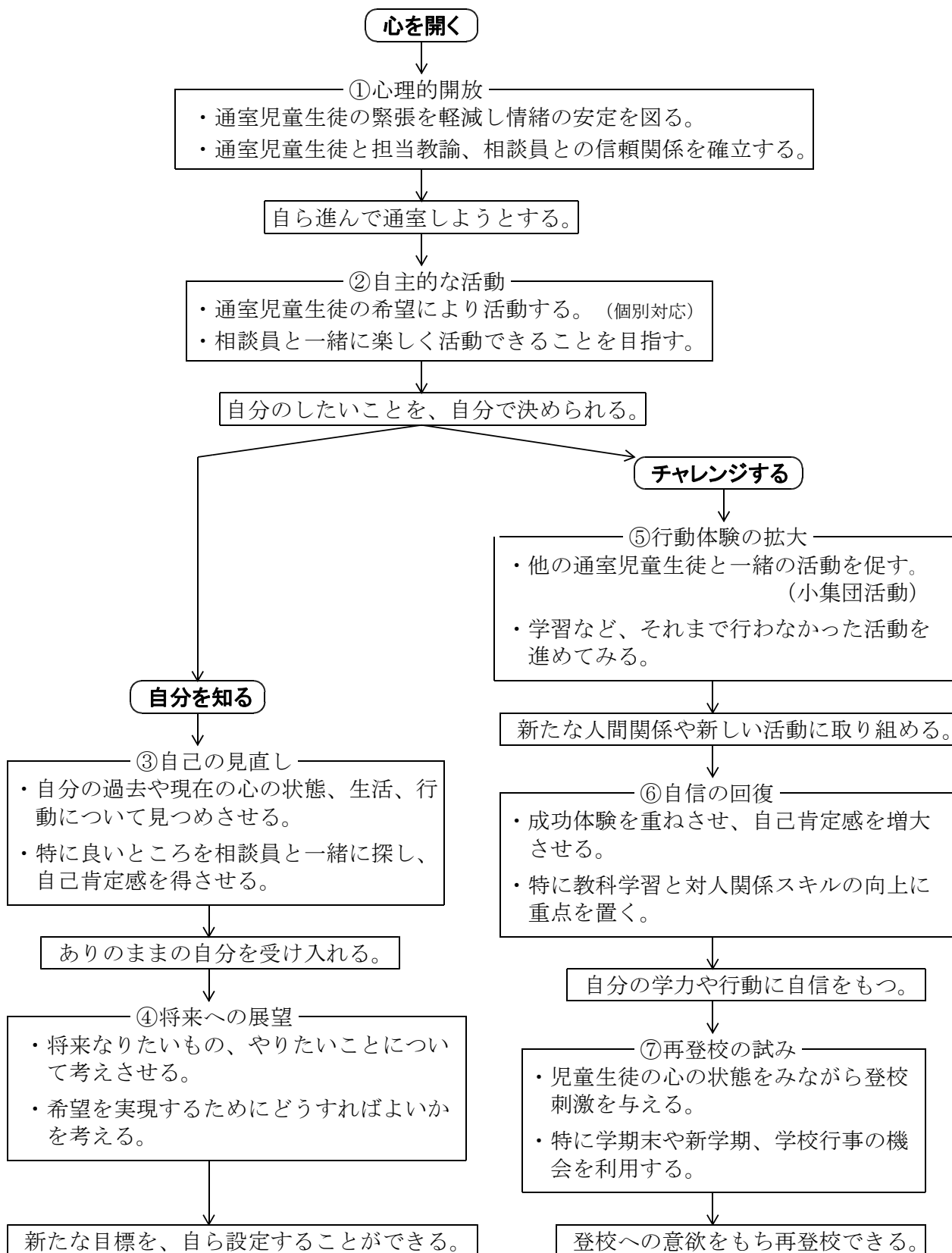
※ 足利市学校教育相談室では通室開始後、下記のような通知のやりとりがあります。



※ 教育相談連絡票は通室児童生徒の活動状況について、月毎に学校に送付する。

※ 出席状況については通室児童生徒の在籍校の出席日数について、月毎に学校教育相談室に送付する。（1日でも出席した場合）

2 通室児童生徒への適応指導の流れ



[3] 通室児童生徒で学校復帰した事例

事例 1 【集団不適應生徒への対応（中学 2 年女子）】

1 通室開始までの様子

人とうまく関われない、学習が遅れているなどの理由で欠席が目立つようになった。教室に入れなくなり、保健室や相談室で過ごしていたが、状況が変わらず、学校から相談を受けた。その後、本人、保護者との面談、学校と話し合った結果、通室開始となった。

2 通室の形態

週 2 日は学校に行き、3 日はセンター相談室に通う。センター相談室には 9 時を目安に通室し、学習を中心に活動する。本人や保護者との面談等を実施し、生活習慣の改善をはかる。学校とは来室面談、電話連絡等を随時行う。

3 学校復帰に向けて

- ・本人の負担にならないように配慮し、週 1, 2 日は学校に登校することを通室の条件として、学校とのつながりが切れないようにした。
- ・学校（担任・学年主任）からは行事への参加や作品等の提出について随時センター相談室に連絡が入り、連携して生徒への支援ができた。さらに、活動内容は通信票等の記録に反映させることができるので、本人も意欲が出てきた。
- ・保護者が協力的で、生活は徐々に改善され、通室が定着した。

◎保護者、学校、センター相談室の三者で、情報を共有した上で本人に接することにより、本人は学校から出された課題学習や、相談室での体験活動に積極的に取り組むことができるようになった。小さな成功体験の積み重ねによって自信をつけ、新学期を迎えるに当たって、自分の意志で学校に復帰することができた。

事例 2 【人間関係で欠席が続いた児童への対応（小学 6 年女子）】

1 通室開始までの様子

クラスでの友人関係がきっかけで教室に入るのが苦痛になり、本人・保護者が登校を拒否し、欠席が続いた。担任の家庭訪問などを保護者が拒否したため、学校からの連絡がしにくくなってしまった。保護者から電話相談を通じて通室を希望する相談があり、学校と相談室で協議し、通室することになった。

2 通室の形態

毎日午前中に通室し、学校のドリルをやる。本人や保護者と面談をして、状況を把握する。学校とは面談、電話連絡等で情報を共有し、保護者との関係の修復を図る。

3 学校復帰に向けて

- ・生活のリズムが崩れないように、通室の時間や相談室での過ごし方を自分で考えさせた。9 時に自転車で通室ということになった。
- ・保護者との面談で考えを聞き、通室時に本人の思いを確認した上で、学校と話し合

いをした。学校と保護者の間の考えや方針の行き違いを修正し、直接話し合う場を設けてもらった。

- ・保護者の誤解が解け、本人を学校に復帰させる気持ちが出てきたので、本人と面談をして、復帰に向けて準備を始めた。まず、本人・保護者の気持ちを学校に伝え、不安材料を取り除いてもらい、周囲の環境を整えた上で、日程を決め、学校に復帰した。

◎保護者の気持ちを聞き、それを学校に伝えたことで、両者の関係が修復され、学校復帰に至った。本人には、卒業式への参加や中学校への進学に目を向けて学校に行く必要性について考えさせ、復帰につなげることができた。

事例3 【自閉が疑われる生徒への対応（中学2年男子）】

1 通室開始までの様子

幼少期より家族以外の人とのコミュニケーションが苦手であった。また、作業のペースが極端に遅く、小学校では個別の対応も行っていった。中学校入学後も状態は変わらず、けがで欠席後、不登校状態となり、心療内科に通院するようになった。少しずつ外出できるようになり、担当医からの紹介で相談室を見学に来た。同時期、学校からも通室の問い合わせがあり、通室開始となった。

2 通室の形態

それまでの本人の状態から考えて、あまり無理をせず自分のペースで通室することから始める。家族以外の人の中で過ごせることを目標とする。

3 学校復帰に向けて

- ・学校のような大きな集団での時間を区切った活動が、本人の負担になっているようなので、すぐに復帰を考えるよりも、本人の好きなこと、やれることを自由にやらせてエネルギーを蓄えていくことに重点を置いた。それが今後、外の世界に出て行くためのステップになると思われる。
- ・本人と担任の先生との良好な関係作りは、学校復帰に欠かせないものである。家庭訪問やセンター相談室訪問は学校復帰につながる手段であるので、本人の状態に合わせて行っていく。

◎家庭・学校・医療との連携で、そのときの本人の状態を把握し、支援の方針を立て、修正していくことで、本人の行動には良い変化が見られるようになっている。

VI 教育相談に関する研修について（県・市）

(県) 栃木県総合教育センター主催研修

- ・ 教育相談研修
（基礎編、いじめ、不登校、配慮を要する子どもの支援など）
- ・ 特別支援教育研修
（新任教員、コーディネーター、発達障害に関するもの、自立活動、
田中ビネー知能検査など）

(市) 足利市教育委員会主催研修会

- ・ 教育相談研修（講話、ロールプレイなど）
- ・ 特別支援教育研修（講話）

平成23・24年度 足利市立教育研究所研究員

岡田玲子（小俣小学校養護教諭）
岡本一利（山辺中学校教諭）
石井則子（第三中学校教諭）〔足利市学校教育相談室担当教諭〕
23年度 根岸純一（青葉小学校教諭）
24年度 荻野悦子（御厨小学校教諭）
23年度 松村由紀（教育研究所所員）
24年度 田村有久（教育研究所所員）
福田郁男（教育研究所所員）

学校における教育相談ハンドブック

発行日 平成25年12月
発行者 足利市立教育研究所
所長 川島初夫
栃木県足利市本城3丁目2145